

第28回 参議院契約監視委員会 定例会議 議事概要

開催日	平成28年1月26日(火)		
場所	参議院第二別館東棟4階 東401会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成27年6月1日～平成27年10月31日		
抽出案件	5件		
一般競争入札	2件	契約件名	審議中継映像アーカイブ装置の機器等調達及び保守等に係る請負業務一式
		契約相手方	パナソニックシステムネットワークス株式会社
		契約金額	25,386,660円
		契約締結日	平成27年9月18日
		契約件名	参議院の審議テレビ中継に関する総合運用請負業務
		契約相手方	株式会社ワイドスタッフ
	契約金額	42,703,038円	
	契約締結日	平成27年7月1日	
随意契約		契約件名	清水谷議員宿舎空調設備その他改修工事
		契約相手方	日管株式会社東京支店
		契約金額	47,520,000円
		契約締結日	平成27年6月18日
	3件	契約件名	清水谷議員宿舎基本構想等検討業務
		契約相手方	株式会社松田平田設計
		契約金額	12,860,434円
		契約締結日	平成27年6月5日
		契約件名	審議中継映像アーカイブ装置の映像処理ソフトウェア群の改修及び搭載並びに関連データの移管等に係る業務一式
	契約相手方	パナソニックシステムネットワークス株式会社	
	契約金額	49,723,200円	
	契約締結日	平成27年9月14日	

委員からの意見・ 質問、それに対 する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告 の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)	

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 入札及び契約手続きの運用状況について 意見なし</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について 6件の該当があった。(うち、抽出事案1件)</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について 5者の該当があった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について 該当なし</p> <p>2. 抽出結果の報告</p> <p>抽出委員の藤田委員より、審議対象期間に締結した50件の契約のうち、一般競争入札から2件、随意契約から3件抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p>【抽出事案】</p> <p>A. 清水谷議員宿舍空調設備その他改修工事 随意契約方式(不落・不調)[工事]</p> <p>B. 清水谷議員宿舍基本構想等検討業務 随意契約方式(公募)[役務]</p> <p>C. 審議中継映像アーカイブ装置の機器等調達及び保守等に係る請負業務一式 一般競争入札方式(最低価格)[購入]</p> <p>D. 審議中継映像アーカイブ装置の映像処理ソフトウェア群の改修及び搭載並びに関連データの移管等に係る業務一式 随意契約方式(特命)[役務]</p> <p>E. 参議院の審議テレビ中継に関する総合運用請負業務 一般競争入札方式(総合評価)[役務]</p> <p>事案Aは、①不落・不調随意契約であること。②営繕課の他の空調設備工事等について</p>	

は、競争参加者が複数おり、そのうち1つの契約は低入札となっているため、予定価格の妥当性を検討する必要があること。

事案Bは、①公募型随意契約であること。②受注者が行う当該契約における基本構想は、今後、他社が行うであろう同宿舍の設計、ひいては予算等に大きな影響を及ぼすと考えられ、その役割を検討する必要があること。

事案C及びDは、①受注者は、平成22年及び23年におけるアーカイブ装置の導入業者であり、今回の入札においては有利な入札価格を提示可能であったこと。また、本契約により、今後数年間にわたって同社に対して保守業務を委託せざるをえないこと。②装置に係る契約に関連して、本装置に導入するソフトウェアについても同社と特命随意契約を締結していること。③同社は、営繕課・電気施設課分においても次の契約を入札している。

- ・ 第23委員会室ほか音響設備改修工事
契約金額 19,396,800円
- ・ 国会審議テレビ中継設備改修工事(15)
契約金額 240,192,000円

事案Eは、①1者応札・1者応募であること。②これまでも今回と同じ業者が入札していること。

3. 抽出事案の審議

A. 清水谷議員宿舍空調設備その他改修工事 随意契約方式（不落・不調）[工事]

① 事案Aについて、対象となる清水谷議員宿舍の空調設備の概要について説明願いたい。

清水谷議員宿舍は、昭和44年の竣工であり、当時から中央空調方式であったため、各室には現在でもファンコイルユニットが設置されている。また、同宿舍は既に施工から40年以上経過しており、配管が腐食し漏水事故が発生したことから改修の必要が生じた。また、同時に建て替えの計画も進んでいることを踏まえて検討したところ、既存の空調設備を改修するよりも廉価な個別空調の設置を行うこととした。

なお、同宿舍は、A棟及びB棟があり、単

<p>② 本件の抽出理由は、不落・不調随意契約であり予定価格の妥当性を検討する必要があるためであるが、予定価格の積算方法について説明願いたい。</p> <p>③ 見積りを取る場合、複数者から徴取するのか。</p> <p>④ 本件抽出の際の説明で、別件の空調設備の改修については、複数者の応札があったとのことであるが、本件が1者応札であった理由は、本件の特殊性が原因か。</p> <p>⑤ 本件で新たに設置した空調機器について、宿舍建て替え後に転用する計画はあるのか。</p> <p>⑥ 中央空調方式を廃止するとのことであるが、廃止のための除却費用は本件に盛り込んでいるのか。</p> <p>⑦ 積算上、不落・不調の原因と考えられる部分はどこか。</p> <p>B. 清水谷議員宿舍基本構想等検討業務 随意契約方式（公募）[役務]</p> <p>① 本件は、公募型プロポーザル方式で調達が行われ、結果として1者応募であり評価点の比較ができなかったが、同方式による評</p>	<p>身用のB棟は、既に個別空調が1台設置済であるが、世帯用のA棟は、1室は個別空調が設置されているものの他室はファンコイルユニットのみ設置されているため、個別空調の設置が必要である。</p> <p>本件に限らず工事については、統一基準による積算を行っている。</p> <p>原則として複数者、少なくとも3者の見積りを徴取している。</p> <p>本件の特殊性としては、議員が実際に生活している部屋で作業を行う点にある。また、施工条件について、工事の方法や作業時間の制約があった。</p> <p>本件で設置した機器は、少なくとも平成32年まで使用することになる。機器の耐用年数は7、8年程度と短いので、転用は特に考えていない。</p> <p>宿舍の建て替えが前提なので、屋内に設置されている既設設備は残置とし、屋上に設置されている機器は腐食等による落下の危険があるため撤去した。</p> <p>建築工事部分が原因と考えている。養生方法等工事の手間に係る部分の積算に開きが出たのではないか。本院では一般的な養生方法を想定していたところ、業者側としては議員室での作業ということで過剰な養生方法を想定したものである。</p> <p>調達方法を公募型プロポーザル方式とした理由は、本件が創造的で技術力を要するためである。同方式は業者の創造性や技術力を</p>
--	---

<p>価に当たっての必須項目等の評価方法について説明願いたい。</p>	<p>審査するものであり、審査方法については、本院の技術評価委員会において評価基準に従って採点を行い点数の高い者が特定され、この業者と随意契約を締結するものである。</p> <p>これらから、本件に応募した1者について評価し特定した。</p>
<p>② 本院の参加資格要件が、評価のための「公募型プロポーザル方式技術提案総括表」のどの項目を満たすと判断できるのか説明願いたい。</p>	<p>参加資格要件の審査は、技術要件の審査とは別に行われることとされており、技術者等の資格や業務実績、業務に対する実施方針等について評価を行うことになる。</p>
<p>③ 仮に評価点が最低レベルであれば、当該業者を排除することはできるのか。また、評価委員5人のうち、ひとりでも「不適切」の判定をすれば、不合格になるのか。</p>	<p>参加資格要件を満たしていれば、当該業者を排除することはできない。また、委員の評価については、評価基準により、評価項目ごとに平均点を集計し、技術評価委員会の中で協議を行った上で総合的に判断することになる。</p>
<p>④ 本件と同様に、今後も基本構想検討に係る業務であれば、公募型プロポーザル方式を採用するのか。</p>	<p>国の基準として、創造的で技術力を要するものは、同方式を採用するよう示されている。</p>
<p>⑤ 調達方式の違いはともかく、1者だけの参加では競争にならないので、1者応札解消のための努力が必要ではないか。</p>	<p>今回の参加資格要件を満たす者はかなり多数あると思われる。建築業界全般的に現在はオリンピック需要等があり、需要に対して供給が追いつかない状況のようだ。</p>
<p>⑥ 本件業務の次の段階である設計業務の調達においては、本件の受注者は参加できないことになるのか。</p>	<p>設計業務においては、本件の成果物を参加者に貸与することとし、公平性が担保できるので、本件の受注者も参加できる。</p>
<p>C. 審議中継映像アーカイブ装置の機器等調達及び保守等に係る請負業務一式 一般競争入札方式（最低価格）[購入]</p> <p>D. 審議中継映像アーカイブ装置の映像処理ソフトウェア群の改修及び搭載並びに関連データの移管等に係る業務一式 随意契約方式（特命）[役務]</p>	
<p>① 事案C及びDの関係及び調達範囲について説明願いたい。</p>	<p>事案Cは機器の調達であり、事案Dは事案Cで調達した機器に既存のソフトウェアを</p>

<p>② 電気施設課の調達案件「国会審議テレビ中継設備改修工事(15)」についても本件と同じ受注者であるが、この点についてどのように考えるのか。</p> <p>③ 情報機器と放送機器は耐用年数が違うため、更改のタイミングにずれが生じることから、次の更改時も今回と同様に事案Dの特命随契を先に行うとすれば、今後いつまでも競争が働かない可能性がある。</p> <p>④ 当該装置に保存した映像を、一般に公開せずに議員だけに提供していることと、予算の獲得のしやすさは関係あるのか。</p> <p>E. 参議院の審議テレビ中継に関する総合運用請負業務</p>	<p>改修し搭載する業務である。また、事案Cの調達範囲は、当該装置全体のうち耐用年数を5年としている情報機器（いわゆるIT機器）の更改を対象としており、一般的に耐用年数を8年程度（本院では10年と見込んでいる）と想定している放送機器と一部のIT機器は更改の対象外としている。また、事案Dを先に特命随意契約（以下「特命随契」という。）で調達し、その後、事案Cの入札を行った理由は、先に事案Cの入札を行い、その受注者が事案Dの特命随契の受注者と同じになってしまった場合、事案Dの契約金額は受注者の言い値になる恐れが懸念されたからである。なお、次回の情報機器の更改時期（設置10年後、今から5年後）に、情報機器等と同時に放送機器の更改を行う場合においては、機器更新に併せて事案Dのソフトウェア類についても刷新できる可能性がある。</p> <p>電気施設課の案件はメーカーが受注者であるのに対して、本件は、業務の工程管理や設置役務等の作業については本件の受注者が行い、技術的な対応については本装置のメーカーである株式会社朋栄が行うという点で違いがある。</p> <p>システム全体の更改を行うとすれば、放送機器等を10年間使用して、情報機器と併せて調達することが考えられるが、当該装置は非常に高価であるため、相当な予算が確保できないと更改できない。したがって、計画的な更改はなかなか難しいと考えている。</p> <p>なお、予算措置がなされれば、原則として一般競争入札による調達を行うことになる。</p> <p>映像の利用者は議員であるが、予算の獲得とは直接関係しないと考える。</p>
--	---

一般競争入札方式（総合評価）〔役務〕

- ① 本件の履行期間は、平成 27 年 7 月から平成 28 年 3 月までであるが、平成 28 年 4 月から 6 月まで特命随意契約を想定している理由を説明願いたい。
- ② 見積書によると、受注者である（株）ワイドスタッフ（以下「ワイドスタッフ」という。）の単価が、東日本電信電話（株）（以下「NTT」という。）よりもかなり安い理由は何か。
- ③ 本件はワイドスタッフ 1 者の応札であったことから、NTT が参加できないのであれば、事実上ワイドスタッフしか受注できないということか。
- ④ 技術者のやり繰りが大変なのであれば、人手だけでなく機械化して単価を下げることはできないのか。
- ⑤ NTT へのヒアリングによると、同社は本件の履行は可能であるが、価格・技術の両面で競争に勝てる見込みがないとのことである。技術面の競争とは具体的には何か。

本契約は平成 27 年度末までであるが、常会の会期中（概ね 1 月に召集され 6 月までの開会）に業者を替えるわけにはいかないため、引き続き、会期延長があればその期間を含めて、常会終了まで同一の業者での運用が必要なので、特命随契の締結を想定している。なお、平成 28 年 4 月から 6 月まで特命随契を締結する旨は、事前に入札説明会において参加者に口頭で説明している。

本件の人工単価は競争入札の結果底値に近いと考えており、ワイドスタッフは、この単価でも受注可能とのことである。これに対して、NTT は平成 16 年から 19 年まで本業務を受注していたが、業務を円滑に進めるために経験のある技術者を確保することが必要となり、費用がかさんだため、低い単価での応札を見送った経緯がある。

指摘のとおりであるが、NTT は単価がもっと高ければ受注可能とのことであった。

本院の委員会は、質疑等を基本的に議員の自席で行うため、壁に設置された 4 台のカメラコントロールを手動で行い、フォーカスや色合わせ等、人的（マニュアル）に行う操作が必要な機器類で構成されている。つまり、本業務の目的である「放送局で使用できる映像」を作り出すための機器類（放送局と同じ機材）を使用しており専門の技術者が必要なため、機械化は難しい。

本件仕様書における技術者の要件を満たす者を安い単価で確保することが困難との意味である。

<p>⑥ 衆議院の受注者も本院と同じ者か。また、本件の業務内容について、本院と衆議院は同じものか。</p>	<p>衆議院は本院とは別の業者が請け負っている。また、当該業者にヒアリングを行ったところ、本院が必要とする 15 人のテクニカルディレクターの確保が困難であるため、応札を見送ったとのことであった。また、本院と衆議院で業務内容が大きく違うところは、衆議院の委員会は質疑・答弁とも席が決まっているが、本院の委員会は、予算委員会等を除いてそれぞれが発言を自席で行うためカメラワークが必要であり、操作要員の人数も衆議院の 3 人程度に対して本院は 6 人必要となっており、そのための高い技術も必要となっている。</p>
---	---